

警察本部の体制設置基準

| | | |
|-----------|----|--|
| 災害警備本部体制 | A号 | ○ 県内で震度 6 強以上の地震 ○ 県内に大津波警報 |
| | B号 | ○ 県内で震度 6 弱の地震 ○ 県内に津波警報 ○ 県内に大雨等の特別警報 |
| | C号 | ○ 県内で震度 5 強の地震 |
| 準災害警備本部体制 | | ○ 県内で震度 5 弱又は震度 4 の地震 ○ 県内に津波注意報 ○ 県内に大雨等の警報 |

警察署の体制設置基準

| | | | |
|-----------|----|--|---|
| 災害警備本部体制 | A号 | 実員の全員 | ○ 管内で震度 6 弱以上の地震 ○ 管内に大雨等の特別警報 ○ 管内に大津波警報又は津波警報 |
| | B号 | 実員の半数 | ○ 管内で震度 5 強の地震 |
| | C号 | 宿直員、地域課当務員その他必要と認められる人 | ○ 県内で震度 5 弱の地震 |
| 準災害警備本部体制 | | 宿直員、地域課当務員及び警備課員 | ○ 管内で震度 4 の地震 ○ 管内に大雨等の警報 ○ 管内に津波注意報 |
| 災害警備支援体制 | | 宿直員、地域課当務員、災害警備本部直轄部隊員に指名されている者その他必要と認められる人員 | ○ 県内（管内を除く）で震度 5 強以上の地震 ○ 県内（管内を除く）に大津波警報又は津波警報 |